

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（イ）－（3）（4）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（イ）－（3）（4）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（売上関連）

【認定要件】

※（1）の要件を満たし、（2）のいずれかの要件を満たすこと。

（1）業歴1年3か月未満の中小企業者。

（2）・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合であって、最近1か月の売上高等がその直前の3か月の平均売上高等と比較して5%以上減少している。 → **【様式第5-（イ）-（3）】**を使用

・指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、最近1か月の指定業種の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占めており、指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、最近1か月の売上高等がその直前の3か月の平均売上高等と比較して5%以上減少している。

→ **【様式第5-（イ）-（4）】**を使用

【提出書類】

＜個人事業者＞

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの（確定申告書と青色申告決算書、売上台帳など）

※ **【様式第5-（イ）-（4）】**の場合

指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、各売上が確認できるものが必要です。

- ④ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

＜法人＞

- ① 認定申請書（原本と写し）
- ② 売上高等報告書
- ③ 売上高等報告書に記入する各売上が確認できるもの（法人概況報告書、決算書、売上台帳など）

※ **【様式第5-（イ）-（4）】**の場合

指定業種及び企業全体のそれぞれにおいて、各売上が確認できるものが必要です。

- ④ 指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類など（取り扱っている製品・サービスなどがわかるもの、許認可証など）
- ⑤ 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑥ 許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦ 委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工G

0587-54-1111（内線337）